

(別添)

## 財政状況等一覧表（平成18年度）

(百万円)

団体名 阿南市

標準財政規模 (A)	臨時財政対策 債発行可能額 (B)	合計 (A)+(B)
23,355	872	24,227

## 1 一般会計及び特別会計の財政状況（主として普通会計に係るもの） (百万円)

	歳入	歳出	形式収支	実質収支	地方債現在高	他会計からの 繰入金	備考
一般会計	34,298	32,584	1,714	1,557	32,207	114	基金から18百万円繰入
住宅新築資金等 貸付事業特別会計	82	138	△ 56	△ 56	166	44	基金から6百万円繰入
伊島地区生活排水 処理事業特別会計	11	3	8	8	-	-	
学校給食事業 特別会計	388	383	5	5	-	2	
奨学資金貸付事業 特別会計	5	3	2	2	-	2	
春日野地域下水道 事業特別会計	32	32	0	0	4	-	
豊野地区生活排水 処理事業特別会計	20	20	0	0	63	16	
加茂谷財産区運営 事業特別会計	0	0	0	0	-	-	
伊島財産区運営 事業特別会計	2	0	2	2	-	-	
普通会計	34,698	33,026	1,672	1,515	32,440	114	基金から18百万円繰入

## 2 1以外の特別会計の財政状況（公営企業を含む公営事業会計に係るもの） (百万円, %)

	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	<法適用以外> 形式収支	純損益 (実質収支)	企業債(地方 債)現在高	他会計からの 繰入金	<法適用企業> 経常収支比率	<法適用企業> 不良債務	<法適用企業> 累積欠損金	備考
水道事業会計	1,262	1,274	-	△ 12	10,195	64	99.4	-	-	法適用企業
公共下水道事業 特別会計	(歳入) 710	(歳出) 664	46	(実質収支) 38	4,390	200	-	-	-	法非適用企業
羽ノ浦農業集落 排水事業特別会計	(歳入) 257	(歳出) 257	0	(実質収支) 0	848	34	-	-	-	法非適用企業
国民健康保険 事業特別会計	(歳入) 7,317	(歳出) 6,916	401	(実質収支) 401	-	539	-	-	-	
加茂谷診療所 事業特別会計	(歳入) 73	(歳出) 71	2	(実質収支) 2	2	-	-	-	-	
伊島診療所 事業特別会計	(歳入) 13	(歳出) 13	0	(実質収支) 0	-	2	-	-	-	
老人保健特別会計	(歳入) 7,320	(歳出) 7,320	0	(実質収支) 0	-	569	-	-	-	
介護保険事業 特別会計	(歳入) 6,600	(歳出) 6,436	164	(実質収支) 158	-	1,032	-	-	-	基金から20百万円繰入

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。  
2. 法適用企業に係るもの以外のものについては、「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「実質収支」を表示している。  
3. 不良債務及び累積欠損金は、正数で表示している。

## 3 関係する一部事務組合等の財政状況 (百万円, %)

	歳入 (総収益)	歳出 (総費用)	<法適用以外> 形式収支	実質収支 (純損益)	地方債(企業 債)現在高	当該団体の負 担金割合	<法適用企業> 経常収支比率	<法適用企業> 不良債務	<法適用企業> 累積欠損金	備考
老人ホーム 福寿荘組合	230	213	17	17	228	76.5	-	-	-	
那賀川北岸地域灌 水防除施設組合	19	16	3	3	13	75.0	-	-	-	
徳島県市町村 総合事務組合(一般会計)	6,690	6,270	420	420	0	13.8	-	-	-	
徳島県市町村 総合事務組合徳島津 野支機構(特別会計)	96	87	9	9	0	8.4	-	-	-	
徳島県後期高齢者 医療広域連合	14	9	5	5	0	9.2	-	-	-	

## 4 第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況 (百万円)

	経常損益	資本又は 正味財産	当該団体か らの出資金	当該団体か らの補助金	当該団体か らの貸付金	当該団体か らの債務保証に 係る債務残高	当該団体か らの損失補償に 係る債務残高	備考
株式会社 コート・パール徳島	10	5,084	1,681	-	-	-	-	
阿南市土地開発公社	2	82	5	-	1,246	-	-	

(注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を記入している。

## 5 財政指数

財政力指数	1.17	実質収支比率	6.5
実質公債費比率	12.1	経常収支比率	76.8

(注) 実質公債費比率は、平成19年度の起債協議等手続きにおいて用いる平成16年度から平成18年度の3カ年平均である。